

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立小学校及び中学校等の管理運営に
関する規則の一部を改正する規則

富田林市立小学校及び中学校等の管理運営に関する規則（昭和 33 年富田林市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号ア中「8 月 31 日」を「8 月 28 日」に改め、同号イ中「9 月 1 日」を「8 月 29 日」に改め、同項第 2 号ア中「8 月 31 日」を「8 月 28 日」に改め、同号エを削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（閉庁日）

第 2 条の 2 学校に勤務する職員の働き方改革を推進し、健康及び福祉の向上を図るため、学校に閉庁日（学校を閉庁し、全ての学校業務（部活動を含む。）を行わない日をいう。この条において同じ。）を設ける。

2 閉庁日は、前条第 1 項第 2 号アに定める夏季休業日のうちから、教育委員会が別に定める。

3 校長は、教育委員会の承認を受けて、前項に定める閉庁日に加えて、前条第 1 項第 2 号アに定める夏季休業日及び同号イに定める冬季休業日のうちから、閉庁日を定めることができる。

第 21 条第 1 号ア中「8 月 31 日」を「8 月 28 日」に改め、同号イ中「9 月 1 日」を「8 月 29 日」に改め、同条第 2 号ア中「8 月 31 日」を「8 月 28 日」に改め、同号エを削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（閉庁日）

第 21 条の 2 幼稚園に勤務する職員の働き方改革を推進し、健康及び福祉の向上を図るため、閉庁日（幼稚園を閉庁し、全ての幼稚園業務を行わない日をいう。この条において同じ。）を設ける。

2 閉庁日は、前条第 2 号アに定める夏季休業日のうちから、教育委員会が別に定める。

3 園長は、教育委員会の承認を受けて、前項に定める閉庁日に加えて、前条第 2 号アに定める夏季休業日及び同号イに定める冬季休業日のうちから、閉庁日を定めることができる。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

富田林市立小学校及び中学校等の管理運営に関する規則（昭和33年富田林市教育委員会規則第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（学期及び休業日）</p> <p>第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項に規定する学校の学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 学期</p> <p>ア 第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>イ 第2学期 <u>9月1日</u> から12月31日まで</p> <p>ウ （略）</p> <p>（2） 休業日</p> <p>ア 夏季休業日 7月21日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>エ <u>学校創立記念日</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（学期及び休業日）</p>	<p>（学期及び休業日）</p> <p>第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項に規定する学校の学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 学期</p> <p>ア 第1学期 4月1日から<u>8月28日</u>まで</p> <p>イ 第2学期 <u>8月29日</u>から12月31日まで</p> <p>ウ （略）</p> <p>（2） 休業日</p> <p>ア 夏季休業日 7月21日から<u>8月28日</u>まで</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（閉庁日）</u></p> <p><u>第2条の2 学校に勤務する職員の働き方改革を推進し、健康及び福祉の向上を図るため、学校に閉庁日（学校を閉庁し、全ての学校業務（部活動を含む。）を行わない日をいう。この条において同じ。）を設ける。</u></p> <p><u>2 閉庁日は、前条第1項第2号アに定める夏季休業日のうちから、教育委員会が別に定める。</u></p> <p><u>3 校長は、教育委員会の承認を受けて、前項に定める閉庁日に加えて、前条第1項第2号アに定める夏季休業日及び同号イに定める冬季休業日のうちから、閉庁日を定めることができる。</u></p> <p>（学期及び休業日）</p>

第21条 富田林市立幼稚園の学期及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 学期

- ア 第1学期 4月1日から8月31日まで
- イ 第2学期 9月1日から12月31日まで
- ウ (略)

(2) 休業日

- ア 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- イ・ウ (略)
- エ 幼稚園創立記念日

第21条 富田林市立幼稚園の学期及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 学期

- ア 第1学期 4月1日から8月28日まで
- イ 第2学期 8月29日から12月31日まで
- ウ (略)

(2) 休業日

- ア 夏季休業日 7月21日から8月28日まで
- イ・ウ (略)

(閉庁日)

第21条の2 幼稚園に勤務する職員の働き方改革を推進し、健康及び福祉の向上を図るため、閉庁日（幼稚園を閉庁し、全ての幼稚園業務を行わない日をいう。この条において同じ。）を設ける。

2 閉庁日は、前条第2号アに定める夏季休業日のうちから、教育委員会が別に定める。

3 園長は、教育委員会の承認を受けて、前項に定める閉庁日に加えて、前条第2号アに定める夏季休業日及び同号イに定める冬季休業日のうちから、閉庁日を定めることができる。